

## 第5期（2020年度）協力型助成

### 国際NGO助成募集要項

公益財団法人 自然保護助成基金

#### 協力型助成とは

協力型助成は、公益財団法人自然保護助成基金（以下、当財団）が助成金を提供することとどまらず、独自の視点やネットワークを生かし、継続的な連携も視野に入れ、採択団体とともにプロジェクトの目標達成を目指していく助成プログラムです。

- ・審査委員、当財団、採択団体のコミュニケーションを大切にします

本助成では、審査委員と当財団研究員が、採択団体のパートナーとして活動しています。審査委員からは、プロジェクトがより良いものとなるよう審査結果通知などの際に、コメントをお伝えしています。研究員は採択団体と適宜連絡を取り、プロジェクトの進行をサポートします。研究員と審査委員が現場に赴き、意見交換・交流を行う機会も設けています。助成期間半ばには中間報告会があり、実施状況の報告にとどまらず、審査委員や他の採択者と交流を深め、その後のプロジェクトに活かしていただいています。

- ・地域社会との関係性を重視します

自然保護だけを行うのではなく、地域の様々なステークホルダーが主体となり、経済発展も含め持続可能な暮らしを確保しようとするプロジェクトを支援します。

当財団が積極的にプロジェクトに関わらせていただくことで、現場のニーズに応えられる助成にしていきたいと考えております。

#### 国際NGO助成の趣旨ならびに目的

世界各地の自然保護問題の解決のため、海外の地域において、住民や行政組織、民間企業、科学者等と接点を持ち、既に活動実績のあるNGO団体と当財団が連携し、助成を行うものです。資金援助だけでなく、プロジェクトの活動に当財団も深く関わり、協力していくことでより良い成果が生まれるようサポートしていきます。

#### 対象団体

- ・国際的に自然保護活動を行っているNGO団体で、日本に拠点があること。
- ・または、海外拠点がなく日本国内のNGO団体で、海外のNGO団体や、現地の行政機関、市民団体、地域住民らとともに海外での自然保護活動をしていること。
- ・日本語でのやり取りが問題なく行えること。
- ・海外の地域における自然保護活動の豊富な経験を有していること。
- ・日本の法律に基づく法人格を有していること。

※日本に拠点のないNGO団体は申請できません。

#### 内容

申請団体が実施しているプロジェクトの中で、新たに認識された自然保護問題を解決するための活動費や調査・研究費の助成を行います。

（例）熱帯雨林に生息する希少種の保全と地域住民の持続可能な生活の確保を目指した活動

以下の項目に該当する内容のプロジェクトは応募できません。

- ①営利を目的としたもの。

- ②特定の政党、宗教などの活動の一環として行われるもの。
- ③他の機関からの委託を受けているもの。

## 助成金額

プロジェクトの計画段階で、その内容をあらかじめ当財団職員と協議した上で、助成申請金額を決定し、申請していただきます。

上限金額は定めておりませんが、100万円／年規模を目安にご検討ください。

## 助成期間

プロジェクトの実施期間は、助成金交付後、原則として1年間です。継続して助成を希望する場合にも毎年申請し、審査を受けることが必要となります。

ただし、当財団の助成を2回以上受けたことがあり、十分な成果を上げている団体については、2年間のプロジェクトの申請を受け付ける場合があります。希望がある場合は事務局にご相談ください。

助成金の交付時期は2020年4月を予定しています。

## 審査方法

自然保護問題に関する有識者から構成される当財団審査委員会で審査の上、理事会にて決定します。

審査の過程で計画について口頭や書面による説明を求める場合があります。

## 審査基準

1. 緊急性・重要性：対象となる自然保護問題が、国際的な観点からみて緊急、重要であるか。
2. 地域との関わり：地域の様々なステークホルダーを巻き込み、地域の持続可能な発展に貢献するか。
3. 発展性：そのプロジェクトの実施により地域の自然保護問題が将来的に解決の方向に向かうか。
4. 具体性：プロジェクトが具体的で、実施に無理がないか。
5. 過去の実績：これまでの活動の実績が十分であるか。

上記の点について総合的に判断し採択案件を決定します。

## スケジュール

2019年12月3日（火）	募集要項公開
2020年1月7日（火）	応募締め切り
2020年3月13日（金）	審査結果公開
2020年4月1日（水）以降	助成金交付

## 応募手続き

### 1. 当財団への連絡

問い合わせ先の電子メールアドレスに連絡し、当財団職員との相談日を決定します。

### 2. 当財団職員との協議

これまでに実施してきたプロジェクトの成果などをご説明いただき、どのような助成が可能か、協議させていただきます。直接お越しいただくのが難しい場合は、スカイプでの協議も可能です。

### 3. 申請書類の入手

申請書類は、当財団のウェブサイト <http://www.pronaturajapan.com/>よりダウンロードしてください。

### 4. 申請書の提出

審査は提出された申請書に基づいて行います。申請書をWord、支出計画・年間スケジュールをExcelで作成し、PDF形式に変換して提出してください。可能であれば、申請書と支出計画書は1つの統合ファイルにして提出してください。容量が2MB未満の場合は電子メールに添付、それ以上の場合はファイル送信サービスを利用して、問い合わせ先の e-mail アドレスに送付してください。

なお、申請書提出後3日以内に当財団より受領の連絡がない場合には、ご連絡をお願いします。

## 応募締め切り

申請書は、2020年1月7日までに提出してください。

書類に不備がある場合、受理しないことがありますので、時間に十分余裕をもって提出して下さい。

## 申請書作成上の注意

助成金は、助成対象事業の実施に必要な直接経費で助成金費目一覧（別紙）に記されている項目とします。グループメンバーの人件費やグループ組織の運営管理に必要な一般管理費は助成の対象となりません。

各項目について、文字サイズ、行間等を調整していただいて結構ですが、文字は10ポイント以上とします。図や表を用いて説明することも可能です。その場合、枠のサイズを変更して構いません。ページ数を増やすことはできません。

詳細は申請書サンプルを参照してください。

## 結果の通知

審査結果は当財団ウェブサイトで公開します。結果は応募者全員に文書にて通知します。

## 助成金の支払い

助成金は、活動団体もしくは申請代表者の口座に入金します。

## 助成を受けた者の義務

### 1. 中間報告会での発表

助成期間中の2020年12月上旬（予定）に、東京にて中間報告会を行います。採択者には、これまでの活動の成果や今後の課題を発表していただきます。報告会で使用する発表要旨とスライドを、事前にご提出いただきます。詳細は、追ってお知らせします。

### 2. 最終報告書の提出

助成終了後、2021年5月下旬までに、最終報告書を提出していただきます。

### 3. ニュースレター原稿の提出

助成終了後、当財団が2021年11月に発行するニュースレターに、プロジェクトの概要および成果についての記事をお寄せいただきます。詳細は、追ってご連絡します。

その他、詳細は助成決定後に当財団と取り交わす覚書によります。

## 現地交流会について

活動期間の前半7月～10月に、当財団の研究員がプロジェクトの活動現場を訪問し、採択団体の皆様と意見交換をさせていただいております。審査員が参加する場合があります。日程は、個別に調整させていただきます。

## 個人情報の取り扱い

当財団がこの助成事業により取得する個人情報は、審査作業および採択後に発生する助成金の事務処理に必要な範囲に限定して使用します。

## 問い合わせ先

〒150-0046 東京都渋谷区松濤 1-25-8

松濤アネックス 2F

公益財団法人 自然保護助成基金

tel: 03-5454-1789

fax: 03-5454-2838

e-mail: [office@pronaturajapan.com](mailto:office@pronaturajapan.com)

担当：渡邊真菜美